

## 国 政 選 挙

選挙の種類		衆議院小選挙区選出議員	衆議院比例代表選出議員	参議院選挙区選出議員	参議院比例代表選出議員
定数	国(全体)	289人	176人(全国11選挙区)	148人	100人
	長野県	5人(諏訪市は第4選挙区※1)	11人(北陸信越選挙区※2)	2人	—
選挙権		年齢満18歳以上の日本国民	年齢満18歳以上の日本国民	年齢満18歳以上の日本国民	年齢満18歳以上の日本国民
被選挙権		年齢満25歳以上の日本国民 住所要件なし	年齢満25歳以上の日本国民 住所要件なし	年齢満30歳以上の日本国民 住所要件なし	年齢満30歳以上の日本国民 住所要件なし
主管		長野県選挙管理委員会	中央選挙管理会	長野県選挙管理委員会	中央選挙管理会
任期		4年 (解散あり)	4年 (解散あり)	6年 (3年毎に半数改選)	6年 (3年毎に半数改選)
直近の選挙期日		R3.10.31	R3.10.31	① R1/7/21 ② R4/7/10	① R1/7/21 ② R4/7/10
任期満了日		R7.10.30	R7.10.30	① R7/7/28 ② R10/7/25	① R7/7/28 ② R10/7/25
公示日		選挙期日前少なくとも12日前(10日)まで ※( )は、一部無効による再選挙の場合		選挙期日前少なくとも17日前(10日)まで ※( )は、一部無効による再選挙の場合	
法定得票数		有効投票総数×1/6	—	(有効投票総数÷選挙区内の議員定数)×1/6	—
供託金		300万円	600万円×名簿登載者 (重複立候補者は300万円)	300万円	600万円×名簿登載者数
供託物没収点等		有効投票総数×1/10	没収額=供託額-(300万円×重複立候補者のうち小選挙区当選者+600万円×比例代表当選者数×2)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times 1/8$	没収額={名簿登載者-(当選人×2)}×600万円
選び方		1つの選挙区で最も多く得票した1人が当選します。	全国を11に分けた選挙区(ブロック)ごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分されます。	原則、都道府県の区域を単位とする選挙区で行われ、得票数の多い順に当選者を選びます。	全国を1つの単位として各政党等の得票数に比例して当選者数が配分されます。

※1 … 長野県第4選挙区の区域は諏訪郡、木曾郡、岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市です。

※2 … 北陸信越選挙区の区域は新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県です。この北陸信越選挙区の定数が11人です。

※3 … 衆議院議員選挙・参議院議員選挙については、任期満了による選挙を行うべき期間が国会の会期中又は閉会後23日以内にかかる場合、国会閉会後24日以後30日以内

## 地 方 選 挙

選挙の種類		長野県知事選挙	長野県議会議員選挙	諏訪市長選挙	諏訪市議会議員選挙
定数	長野県(全体)	1人	57人	1人	15人
	諏訪市	—	1人	—	—
選挙権		年齢満18歳以上の日本国民 引続き3か月以上同じ市町村に住んでいる事	年齢満18歳以上の日本国民 引続き3か月以上同じ市町村に住んでいる事	年齢満18歳以上の日本国民 引続き3か月以上諏訪市に住んでいる事	年齢満18歳以上の日本国民 引続き3か月以上諏訪市に住んでいる事
被選挙権		年齢満30歳以上の日本国民 住所要件なし	年齢満25歳以上の日本国民 この選挙の選挙権を有している事	年齢満25歳以上の日本国民 住所要件なし	年齢満25歳以上の日本国民 この選挙の選挙権を有している事
主管		長野県選挙管理委員会	長野県選挙管理委員会	諏訪市選挙管理委員会	諏訪市選挙管理委員会
任期		4年	4年	4年	4年
直近の選挙期日		R4.8.7	H31.4.7	H31.4.21	H31.4.21
任期満了日		R8.8.31	R5.4.29	R5.4.30	R5.4.30
告示日		選挙期日前少なくとも17日前(10日)まで	選挙期日前少なくとも9日前(7日)まで	選挙期日前少なくとも7日前(5日)まで	選挙期日前少なくとも7日前(5日)まで
法定得票数		有効投票総数×1/4	(有効投票総数÷選挙区の議員定数)×1/4	有効投票総数×1/4	(有効投票総数÷議員定数)×1/4
供託金		300万円	60万円	100万円	30万円
供託物没収点等		有効投票総数×1/10	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times 1/10$	有効投票総数×1/10	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times 1/10$
選び方		県を1つの単位として最も多く得票した人が当選します。	県内を23の選挙区に分け、その選挙区を単位として議員を選びます。	諏訪市を1つの単位として最も多く得票した人が当選します。	諏訪市を1つの単位として議員を選びます。